

地 基 企 第 5 号
平成28年 1 月 26 日

地方公務員災害補償基金
各 支 部 長 殿

地方公務員災害補償基金
理事長 丸 山 淑 夫
(公 印 省 略)

地方公務員災害補償法施行令の一部改正について（通知）

標記について、総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長から別添（写し）
のとおり通知がありましたので、その施行について遺漏のないように願います。

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部

安全厚生推進室長

(公印省略)

地方公務員災害補償法施行令の一部改正について (通知)

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第15号。以下「改正令」という。）が平成28年1月22日付けで公布され、平成28年4月1日から施行されます。

今回の改正は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による年金たる保険給付（以下「労災年金」という。）と同一の事由により厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。）による年金たる給付が支給される場合に労災年金に乗じる調整率が変更となったため、地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号。以下「地公災令」という。）においても所要の改正を行うものです。

記

1 改正内容

(1) 傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改正

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。）による年金たる補償のうち、傷病補償年金と同一の事由により厚年法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改正すること。(地公災令附則第3条第1項関係)

(2) (1) を踏まえた特殊公務災害加算部分の調整率の改正

地公災制度では、警察官、消防吏員等その任務の遂行に当たって生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧、天災（地震や津波を含む。）等の発生時における人命の救助その他の被害の防禦等他所定の職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合、その補償を特例的に加算する措置を講じている。

このような場合、地公災法による年金たる補償と他の法令による年金たる給付が併給される際に用いる調整率は、上記加算措置を反映したものとし、(1)の改正を踏まえ、特殊公務災害による年金たる補償の加算部分を考慮した特殊公務災害に係る調整率を、0.91から0.92に改正すること。(傷病等級が第1級、第2級の場合はそれぞれ0.90から0.91、0.90から0.92に改正すること。)(地公災令附則第3条第1項関係)

(3) 休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改正

地公災法による休業補償と同一の事由により厚年法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改正すること。(地公災令附則第3条の2第1項関係)

2 経過措置

改正令の施行日以後に支給される傷病補償年金及び休業補償については、改正後の調整率を用いることとし、改正令の施行日前に支給される傷病補償年金及び休業補償については、なお従前の例によること。

3 施行期日

平成28年4月1日

4 非常勤職員の取扱いについて

「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(案)」(昭和42年9月1日付け自治給第56号)の一部改正(案)を添付しますので、実務の参考としてください。

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係

担当：田島係長、正木事務官、三輪事務官

電話：03-5253-5560(直通)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）の一部を改正する条例（案）

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）（昭和四十二年九月一日自治給第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表下欄及び同条第二項の表中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）附則第五条第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

◎ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）の一部を改正する条例（案）（昭和四十二年自治給第五十六号）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p>第五条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第十四条の二を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に五〇円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五〇円以上一〇〇円未満の端数があるときは、これを一〇〇円に切り上げるものとする。</p> <p>傷病補償年金 厚生年金保険法（昭和二十〇・七三）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p>第五条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第十四条の二を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に五〇円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五〇円以上一〇〇円未満の端数があるときは、これを一〇〇円に切り上げるものとする。</p> <p>傷病補償年金 厚生年金保険法（昭和二十〇・七三）</p>

<p>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百一号）による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）</p>	<p>○・八八</p>	<p>○・八八</p>
<p>障害基礎年金（当該補償の場合を除く。）</p>	<p>九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百一号）による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）</p>	<p>○・八八</p>	<p>○・八六</p>

<p>事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</p>	<p>○・七五</p>
<p>国民年金等改正法附則第七</p>	<p>○・七五</p>

<p>事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</p>	<p>○・七五</p>
<p>国民年金等改正法附則第七</p>	<p>○・七五</p>

		障害補償年金			
旧船員保険法による障害年 合を除く。）	障害基礎年金（当該補償の 事由となつた障害について 障害厚生年金等又は平成二 十四年一元化法改正前国共 済法による障害共済年金若 しくは平成二十四年一元化 法改正前地共済法による障 害共済年金が支給される場 合を除く。）	障害厚生年金等及び障害基 礎年金	障害厚生年金等（当該補償 の事由となつた障害につい て障害基礎年金が支給され る場合を除く。）	国民年金等改正法附則第三 十二条第一項に規定する年 金たる給付のうち障害年金 （以下「旧国民年金法によ る障害年金」という。）	十八条第一項に規定する年 金たる保険給付のうち障害 年金（以下「旧厚生年金保 険法による障害年金」とい う。）
○・七四	○・八八	○・七三	○・八三	○・八九	

		障害補償年金			
旧船員保険法による障害年 合を除く。）	障害基礎年金（当該補償の 事由となつた障害について 障害厚生年金等又は平成二 十四年一元化法改正前国共 済法による障害共済年金若 しくは平成二十四年一元化 法改正前地共済法による障 害共済年金が支給される場 合を除く。）	障害厚生年金等及び障害基 礎年金	障害厚生年金等（当該補償 の事由となつた障害につい て障害基礎年金が支給され る場合を除く。）	国民年金等改正法附則第三 十二条第一項に規定する年 金たる給付のうち障害年金 （以下「旧国民年金法によ る障害年金」という。）	十八条第一項に規定する年 金たる保険給付のうち障害 年金（以下「旧厚生年金保 険法による障害年金」とい う。）
○・七四	○・八八	○・七三	○・八三	○・八九	

				遺族補償年金			
遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について	○・八八	遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八四	以下単に「遺族基礎年金」という。）	○・八〇	旧厚生年金保険法による障害年金	○・七四
				遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八〇	旧国民年金法による障害年金	○・八九
				遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について	○・八〇	旧国民年金法による障害年金	○・八九

				遺族補償年金			
遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について	○・八八	遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八四	以下単に「遺族基礎年金」という。）	○・八〇	旧厚生年金保険法による障害年金	○・七四
				遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八〇	旧国民年金法による障害年金	○・八九
				遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について	○・八〇	旧国民年金法による障害年金	○・八九

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、
 当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規

遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。 〃又は国民年金法による寡婦年金	国民年金等改正法附則第十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金
	○・八〇	○・八〇	○・九〇

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、
 当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規

遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。 〃又は国民年金法による寡婦年金	国民年金等改正法附則第十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金
	○・八〇	○・八〇	○・九〇

定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を三六五で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	○・七三
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八八
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	○・八八
旧船員保険法による障害年金	○・七五
旧厚生年金保険法による障害年金	○・七五
旧国民年金法による障害年金	○・八九

定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を三六五で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	○・七三
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八六
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	○・八八
旧船員保険法による障害年金	○・七五
旧厚生年金保険法による障害年金	○・七五
旧国民年金法による障害年金	○・八九

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の地方公務員災害補償法施行令附則第三条第一項及び第三条の二第一項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた地方公務員災害補償法第二十五条第一項第三号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第一項第二号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

総務大臣 山本 早苗

内閣総理大臣 安倍 晋三

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十五号

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）附則第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表一の項下欄中「〇・八六」を「〇・八八」に改め、同表二の項下欄中「〇・

九一（第一級又は第二級）を「〇・九二（第一級）」に、「〇・九〇」を「〇・九一」に改める。

附則第三条の二第一項の表中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。